

南相馬市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成29年8月28日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 今 村 裕

記

- 1 監査の種類
定期監査（7月実施分）
- 2 監査の対象
小高区地域振興課、小高区市民福祉課、小高区産業建設課、商工労政課
- 3 監査の範囲
平成28年4月から平成29年3月に実施した事務事業
- 4 監査の着眼点
 - （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
 - （2）事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
 - （3）事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。
- 5 監査の主な実施内容
 - （1）帳票簿冊等の審査
 - （2）監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取
- 6 監査の期間
平成29年5月30日～平成29年7月19日まで

7 監査の実施場所及び実施日

対 象 課	実 施 場 所	実 施 日 (監査委員監査)
小高区地域振興課	小高区役所	平成29年7月18日(火)
小高区市民福祉課		
小高区産業建設課		
商工労政課	監査委員事務局	平成29年7月19日(水)

8 監査の結果

全般的に法令、予算等に基づき執行され、おおむね適正なものであったが、以下のとおり一部に指摘事項、指導事項が認められた。なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

《指摘事項》

1. 支出関係事務について事務処理が不適切なもの

公用車車検に係る支出について、次のとおり適切でない処理が見られた。

- (1) 支払処理を失念し、その結果、履行確認から支払完了まで長期日数を要しているもの
- (2) 年度内に車検が終了せず、本来は繰越しの手続きをとる必要があったが、出納閉鎖後に未払が発覚し、繰越しの手続きをとることができなかったもの

財務処理については、ほかにも請求書の内容に不整合が見られるなど全体的に適切ではない処理が散見され、法令に対する認識の不足や危機管理の甘さが見受けられた。

今後については、定期的に予算の執行状況について確認を行うように努められたい。特に、年度末においては、未執行がないかどうか確認するようチェック体制の強化を図り、今回のように未払が出納閉鎖後に発覚するなどということのないようにされたい。公用車の管理については、あらかじめ年間計画を立て、年度内に点検・修繕が完了するよう余裕をもって発注するなど適正な事業の進行管理に努められたい。

また、職員の財務事務処理に係る知識の向上を図り、組織全体で財務処理の適正化と法令遵守に努められたい。

(小高区地域振興課)

《指導事項》

1. 謝礼の支出について、完了確認が適切な時期にされていないもの

行政区に草刈作業を依頼し、その作業に対して支払う謝礼について、作業の完了確認が半年後にされており、適切な時期に確認がされていないものとなっていた。

支出の内容が謝礼ではあるものの、本来、作業完了後速やかに完了確認を行うべきであることから、今後については、適切な時期に必要な書類の提出を受けるように事務改善を図られたい。

(小高区地域振興課)

2. 小高復興拠点整備事業及び建物（店舗）取得補償算定業務について

(1) 小高復興拠点整備事業について

小高区復興拠点施設については、復興のシンボルとして重要な施設であり、早急に整備が求められていたことから、土地売買契約締結前に基本設計を発注しているが、本来であれば、土地売買契約締結後に事業に着手すべきところであった。

基本設計と並行して用地交渉を行ったものの、結果として、当初の想定よりも、約半分の面積しか取得できておらず、用地取得が必要である事業において、土地の取得状況が機能・規模等に大きく変更を与えることになるということに対し、認識が不足しており、事業実施に係る見込みが甘かったと言わざるを得ない。

土地の所有者等と合意に至らないケースもあることから、今回のことを踏まえ、用地取得により事業を進める場合は、原則、土地売買契約締結後に事業に着手することとし、全体計画や進捗状況をしっかり把握・管理し、最大の効果を上げられるように努められたい。

(2) 建物（店舗）取得補償算定業務について

当該建物取得補償算定業務については、当初、適正な時価額を確認するため、不動産鑑定により価格を算定したものである。しかし、不動産鑑定は、建物の大枠により価格を算定するものであり、建物の一つ一つの部材等についてまで、詳細に価格を積み上げたものではないため、物件補償による価格算定とは一部差異が生じてしまうこととなり、価格交渉の際に齟齬が生じてしまう結果となってしまった。

今後については、事業を展開する上で必要な法令、規則並びに必要な手法等について見識を深め、事務にあたられたい。また、適正な時価額により取引を行うため、価格算定方法を精査し、適正な取引となるよう努められたい。

(小高区地域振興課)

3. 業務の発注方法が適切でないもの

次の事業については、発注の手続きに適正さを欠くものであったことから、財務規則を遵守し、適正な発注業務をされたい。

- (1) 市営住宅生活環境整備事業に係る委託等
- (2) 市営住宅り災調査に伴う委託

これらについては、支出伝票 1 件あたり 50 万円未満の金額となることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号の規定により随意契約の方法で相手方を決定している。また、市財務規則第 96 条第 4 号の規定により、契約書の作成を省略している。

しかし、同一時期に同一業者から業務履行がなされ、数量の見込みが立つ場合にあっては 1 件ずつの発注ではなく一括発注すべきであり、分割して発注する合理的な理由は認められず、手続きに適正さを欠くものである。

また、(1) については、今回の契約の相手方には市の入札参加資格を有していないものも含まれているが、本来であれば市の入札参加資格を有する業者の中から選定すべきであり、市内に本社がある業者については、入札参加資格登録申請を行うよう指導すべきであった。今後については、公平性、公正性、透明性を確保できるように、契約の相手方の決定にあたっては適切な対応をされたい。

(小高区産業建設課)

4. 収入関係事務について事務処理が適切でないもの

行政財産使用料の収入関係事務において、次のような適切でない事務処理が見られたので、財務規則に即した適正な処理をされたい。

- (1) 調定書について、必要な科目更正をしていないもの
- (2) 納入通知書の納期限について、財務規則で定める期限になっていないもの
- (3) 対象期間が平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）の使用許可について、前年度の平成 27 年度に使用許可を出しており、使用許可日と財務規則で定める調定として整理する時期にずれが生じているもの

(小高区産業建設課)